

8 用語解説

(本文中で「※」を付した用語の解説一覧)

用 語	解 説	ページ
あ行		
ICT	【アイシーティ】(Information and Communication Technology) 情報通信技術、また、それを利用したサービスや事業等。	50、54、77、80、131、142、
荒川近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法に基づく緑地の保全地域。この法律は、首都圏の既成市街地の近郊に存在する自然環境の良好な地域を保全することが、首都(圏)及び周辺地域住民の健全な生活環境を確保し、首都圏の秩序ある発展を図るために欠くことができない条件であることから、その保全に関し必要な事項を定めた法律。 国土交通省が所管し、近郊緑地保全区域の指定、同区域内の各種行為の規制、保全に要する費用の負担等が定められている。	52、102、104、105、
いじめ	当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。起こった場所は、学校の内外を問わない。	27、28、29、36、50、77、79、134
一時保育	保護者の労働又は病気等により家庭での保育が一時的に困難な児童を保育園で保育する事業で、利用する際理由により非定型的保育・緊急保育・リフレッシュ保育の3つに分けられる。	65
インクルーシブ教育システム	障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されるなどが必要とされている。	36、80
NPO	【エヌピーオー】(Nonprofit Organization) ボランティア団体や市民活動団体※などの民間の非営利組織のこと。そのうち、特定非営利活動促進法(通称NPO法)に基づく法人格を取得した団体は特定非営利活動法人(通称NPO法人)という。	27、37、88、96、98、99、121、138、139、185
延長保育	保育園で、通常の保育時間を延長して行う保育。	65
オープンスペース	道路、公園、広場、河川、農地などの建築によって覆われていない土地や空間のこと。	110、114、115、119
温室効果ガス	太陽放射により暖められた熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化チッソの7物質が温室効果ガスとして排出量の報告対象となっている。	27、51、89、92、187
か行		
外国人市民	『朝霞市国際化基本指針』において、本市に生活拠点を置く外国人のことを表している。外国籍を持つ市民だけではなく、既に日本国籍を取得している外国出身の市民も含む。	54、130、131、136、137
回遊性	ある一定の区域内を一巡するように移動できること。	105
学校応援団	埼玉県独自の取組で、学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。	81
家庭保育室	保護者の労働または傷病等の事由により保育が困難な0歳児(生後8週間以上)から2歳児までの乳幼児を保育施設等で預かるサービス。本市では、基準を満たす施設を指定し、施設の運営費等を補助するほか、市民税等に応じ保護者に対して保育料補助を実施している。	172
環境共生住宅	地球環境を保全するという観点から、エネルギー、資源、廃棄物などの面で十分な配慮がなされ、また周辺の自然環境と親密に美しく調和し、住み手が主体的に関わりながら、健康で快適に生活できるように工夫された住宅のこと。	112

用 語	解 説	ページ
基幹管路	深井戸から地下水を浄水場へ送る水道管（導水管）や浄水場から水道水を市内各地域へ送る幹線水道管（配水本管）のこと。	116
キャリア教育	望ましい勤労観、職業観及び職業に関する知識や技術を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。	50、77、80
キャンプ朝霞跡地	昭和 20（1945）年、陸軍予科士官学校などの旧軍事施設の跡地を利用するためにアメリカ軍が進駐し「キャンプ朝霞」をつくった。昭和 35（1960）年にキャンプの南地区は自衛隊が駐屯することになり、北地区では引き続きアメリカ軍基地として機能が存続していた。その後、昭和 49（1974）年、北地区の一部を除く大部分が日本に返還されることが決まり、昭和 61（1986）年には、北地区に残されていたアメリカ軍通信施設が返還となり、戦後 41 年を経て、本市にあるアメリカ軍基地は完全に姿を消した。現在、キャンプ朝霞跡地には小中学校、公園、図書館、体育館、陸上競技場など各種の公共施設が整備されている。	23、52、102、105
旧暫定逆線引き地区	農地等が残り、当分の間、市街地整備の見通しが明確でない区域について、用途地域※を残したまま一旦市街化調整区域※に編入し、その後、土地区画整理事業※等の計画的な整備の実施が確実となった時点で市街化区域※に再編入するとした地区（昭和 59 年～平成 15 年に適用された埼玉県独自の制度）。平成 23 年 1 月 21 日に市街化区域※への編入が都市計画決定された。	17、23、104、105、114、116
旧暫定逆線引き地区の区画道路整備計画	平成 23 年 1 月に市街化区域※に編入した旧暫定逆線引き地区（宮戸二丁目、岡一丁目、根岸台二丁目、根岸台七丁目東、根岸台七丁目西の合計 5 地区）の区画道路整備計画である。平成 26 年 4 月策定。それぞれの重要度や課題を整理して、整備順序の基本的考え方を示している。平成 26 年 4 月策定。	105、106
休日保育	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育園において、日曜日、国民の祝日等に保育を行う事業。	65
狭あい道路	幅員 4m に満たない道路のこと。	114、115
教育に関する 3 つの達成目標	埼玉県教育委員会が、「学力」（＝知）、「規律ある態度」（＝徳）、「体力」（＝体）の 3 分野について、小・中学校の各学年で確実に身に付けさせたい基礎的・基本的内容を、具体的な目標として定めたもの。	79、80
教科等指導員	教育委員会学校教育部教育指導課が行う学校訪問に際し、教科等の指導内容や指導方法等についての指導、助言機能を充実するために教育委員会が委嘱した、市内小・中学校の教員。	81
共生社会	誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあい、人々の多様な在り方を認め合えることができ、障害のある人が積極的に参加・貢献していくことができる社会。	49、63、70
協働	パートナーシップを持って、それぞれの能力を生かして役割と責任を分担し、同じ目的の実現に取り組む活動。	25、29、33、38、39、40、44、48、54、58、64、91、94、95、100、108、110、112、130、131、138、139、144、163
橋梁長寿命化計画	市内にある 33 橋について、施設の劣化に伴う安全性の低下と、将来一斉に橋の更新時期を迎え維持管理費の増大が懸念されている。橋の予防保全的修繕を効率的に行い、財源負担を平準化して維持管理していくための計画。平成 25 年 3 月策定。	106
黒目川まるごと再生プロジェクト	埼玉県が実施している「川のまるごと再生プロジェクト」の一つで、線的、面的に広がりを持った川の再生を行う事業のこと。県内で黒目川を含む 10 の河川が選定され、本市は新座市と共同で、沿川の市民や黒目川で活動している市民団体などと一緒に遊歩道の設置や親水護岸の整備などの計画づくりに取り組んでいる。事業の期間は、平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間。	110
刑法犯認知件数	刑法犯の総数から交通関係の業務上（重）過失致死傷罪を除いたもので、被害の届出、告訴、告発その他の端緒によりその発生を警察が確認した件数。	60

用 語	解 説	ページ
権限移譲	国及び都道府県が持っている許認可等の権限を都道府県や市町村へ移譲すること他はない。	29、142
健康あさか普及員	行政とともに市民の健康づくりを推進していくボランティア。	74
建築協定	建築基準法などの一般的な制限以外に、市町村が条例で定める一定区域内で関係権利者の全員の合意のもとに、建築の敷地・構造・意匠などについて取り決める協定。	100、114、115
権利擁護	自己の権利を表明することが困難、又は不十分な知的、精神に障害のある人などが、地域社会で自立して生活するために必要な権利やニーズの表明を代弁すること。	49、63、69、70、73
公共下水道	主として市街地における下水を排除、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道のこと。	17、52、102、114、116
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路等の、公共の用に供される水域や水路のこと。	114
子育て支援センター	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て情報の収集・提供、子育て親子の交流、育児相談など、地域の子育て支援の中心として、子育て家庭への支援を行う事業。	64、66
こども医療費	子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対する医療費の一部を支給。本市の場合、通院費は0歳から中学生まで、入院費は0歳から18歳年度末まで支給。	64、66
ごみの減量化及び再資源化	リデュース（Reduce：排出抑制）、リユース（Reuse：再利用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の3R※に取り組むことによって、ごみを減らすとともに、資源として活用すること。	94
コミュニティ・ビジネス	地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組。	120、121、122
コンパクト	コンパクトシティともいい、市街地の拡散を抑え、自家用自動車に依存しない交通体系を維持し、歩行による生活圏が確保されることなどをいう。より身近なところで質の高い生活環境を享受できるようにするまちづくりを指す。	52、102、119
さ行		
市街化区域	都市計画法に定める都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び今後優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。	8、23、105、111、114、183、186
市街化調整区域	都市計画法に定める都市計画区域のうち、市街化が抑制される区域。宅地造成などの開発は原則として制限される。	23、52、102、104、105、183、185
市政モニター	「広聴」の一つの手法として、平成26年4月1日から本市において制度を開始した。この制度は、市政に対する市民の意見や要望を聴取することで市民の市政への関心を高め、市民参加を促進するとともに、市民ニーズの把握及び行政効果の測定を行うことにより、これを広く市政に反映させるために行うもの他はない。	138、139
シティ・セールス	都市の魅力を市外に向けて発信することにより、都市のイメージアップや知名度の向上を図り、外部から定住者や企業を呼び込んだり、観光客を招いたりする取組。	128、129、185
シティ・セールス朝霞ブランド	シティ・セールス※の一環として、本市の誇れる歴史、文化、景観、行事及び産品等の地域資源を市の内外に周知することにより、本市のイメージ向上及び郷土意識の醸成を図ることを目的として認定したもの。	53、100、103、110、112、128、129、163
自治基本条例	自治基本条例の確立した定義はないが、「住民による自治体行政・議会の役割そして住民自身の責務と権利の定義」や「その自治体の地方自治（住民自治・団体自治）の基本的な在り方について規定し、かつ、その自治における自治体法の体系の頂点に位置付けられる条例」といった定義などがされている（ぎょうせい『新自治用語辞典』より一部引用）。	138
児童虐待防止教育	学校において、人間形成という面から、「虐待」という行為が許されない人権侵害であることを教え、健康的な子育てができる資質や能力を育成し、社会人として自立できるように導くことを目的とした教育。	79

用 語	解 説	ページ
児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的とし、中学校修了までの児童を養育する方に支給。	66
児童扶養手当	父親又は母親のいない家庭、父親又は母親が一定の障害の状態にある家庭の母親又は父親、母親・父親に代わって、子どもを養育している方に支給。	65、188
児童遊園地	最も身近な街区レベルにある都市公園*を補完する子どもや幼児の遊びの空間。	168
シニア活動センター	シニア世代（おおむね50歳以上）の方が、これまで培った知識や経験を地域活動に生かせる講座の企画及び現在活動している団体の情報の収集や提供などを行う施設。市民活動支援ステーション*と併設。	98、99、179、185
市民活動支援ステーション	NPO*などの市民活動を支援するため、団体活動のPRのためのポスター掲示や、市民活動に関する資料を配布できるほか、参加や運営の相談に応じる施設。シニア活動センター*と併設。	98、99、138、179、185
市民活動団体	市民が自発的な意志に基づいて、豊かで活力ある地域社会の実現を目指し社会に貢献しようとする活動を、営利を目的とせず継続的に行っている組織。町内会・自治会、NPO*、ボランティア団体などが含まれる。	27、37、88、96、98、99、137、139、182
市民ワークショップ	『職場、作業場』などの意であるが、最近では、まちづくりなどに関して、地域の関わる様々な問題に対応するために、様々な立場の参加者が、共同作業等を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考案、それらの評価などを行っていく活動として用いられることが多く、「市民参加」の手法の一つである（ぎょうせい『新自治用語辞典』より一部引用）。	138
住環境	住宅をとりまく環境のこと。身近な居住空間から、住宅の周囲、地域などが構成要因とされ、自然環境、交通環境、教育環境、医療環境など、居住する場をとりまく環境を指す。	52、62、91、100、102、104、105、114、115、119
集落地	一般に、自然的条件及び地域住民の社会生活の一体性、その他からみた社会的条件に照らし、一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域のこと。ここでは、主に市街化調整区域*において人が集まって生活している地域を指す。	52、102、105
循環型社会	資源の採取や破棄が環境への影響の少ない形で行われ、かつ一度使用したものが繰り返し使用されるなど、生産活動や日常生活の中で環境への影響を最少にするような物質循環が保たれた地域社会のこと。	38、51、52、88、89、90、91、94、95、102、110、112、
省エネルギー住宅	国土交通省の定める次世代省エネルギー基準にかなう室内環境を一定に保ちながら、使用するエネルギー量を少なくできる住宅のこと。	112
障害者総合支援法	障害のある人に共通の自立支援のための各種福祉サービスについて一元的に規定した法律。	71
少子高齢化	少子化とは出生率の低下により子どもの数が少なくなることであり、高齢化とは人口に対し高齢者人口が占める割合が高い場合のことである。少子高齢化が進むと、社会保障負担の増加、人口減少による経済の活力低下の可能性などが懸念される。	5、8、10、24、26、46、104、105、122
消費者教育	消費者の自立を支援するための消費生活に関する教育。社会経済の仕組みの変化の中で、消費者トラブルは複雑化している。その中で、自ら進んで消費生活に関して必要な知識の修得や情報の収集を行い、考え、行動できる消費者、すなわち「自立した消費者」になるための働きかけ。	56、60、61
植樹帯	良好な道路交通環境の整備、又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを主な目的として、樹木を植栽するために、縁石線や柵、その他これに類する工作物により区画して設けられる帯状の部分という。	138
新体力テスト	国民の体力・運動能力の現状を明らかにするために、文部科学省で行っている調査。平成11年度から調査項目等が変わり、それまでの調査と区別するために「新体力テスト」（小学校全48項目、中学校全24項目）と呼んでいる。	79

用 語	解 説	ページ
水道事業基本計画	将来的な水道使用量の減少が見込まれる中、安全で安定した給水サービスを持続していくため、老朽化した施設の更新や耐震化※、災害への対策など、これらを効果的に実施していくための計画。	115、163
スクールガード	学校の児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう学校内や周辺地域（通学路など）を見回りするボランティア。	60
3R	【スリーアール】 3Rとは、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのR（アール）の総称。 一つめのR（リデュース）は、物を大切に使い、ごみを減らすこと。 二つめのR（リユース）は、使える物は、繰り返し使うこと。 三つめのR（リサイクル）は、ごみを資源として再び利用すること。	91、94、161、184
生産緑地	市街化区域※にある農地を計画的に保全することによって、その緑地機能を生かし、公害や災害の防止に役立てるとともに良好な都市環境を形成しようとすること。	105、111
整序	現在の環境等を望ましい姿へと順に変えていくこと。	52、102、104、105
青少年を守り育成する家	「青少年を守り育成する家」のシンボルマークを取付け、登下校など、子どもたちが助けを求めてきたときに、緊急避難先として協力する住宅、事業所など。	66
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などのために判断能力が十分ではない人を保護するための制度。	69、70
生物多様性	あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を指し、また、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。	92、100、110
ゾーン30	道路幅員が狭く、住宅が密集している地域の通過通行車両の速度抑制を図るため、地域全体を30キロの速度規制とする対策。平成24年度に幸町の緑ヶ丘地区から導入。平成25年度は三原地区（えびす商店会付近）を指定、平成28年度は東弁財・西弁財を指定予定。	106
た 行		
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと（平成18年3月総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より）。	37、54、130、131、136、137、163
耐震化	強い地震でも建造物が倒壊、損壊しないように補強すること。	20、26、35、46、115、116、118、119、163、186
待機児童	保育園への入園申請がなされており、入園条件を満たしているにもかかわらず、保育園に入園できない状態にある児童。	26、65
地域型保育事業	平成27年度から創設された、0歳から2歳までを対象とした保育事業。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの類型がある。	65
地区計画	ひとまとまりの街区レベルで、それぞれの地域にふさわしい特徴を持ったまちづくりを行うために設けられた都市計画法に基づく制度。スプロール化の防止や環境保全を目的にした都市計画のひとつ。	100、104、105、114、115、119
地産地消	地域で生産された農産物をその地域で消費すること。「地域生産－地域消費」の略。	122、124
地方分権	国全体の統治機構の在り方として、行政権限、財源、情報などの資源配分の決定権を地方公共団体に委ねることにより、地方公共団体がより自主的・自律的に行政を執行できるようにする制度や考え方をいい、「中央集権」の反対語として使用される（ぎょうせい『新自治用語辞典』より引用）。	33、140、142
中高層住宅地	用途地域※でいう、中高層住居専用地域から住居地域までの土地利用※をイメージしたもの。	105
朝霞市道路整備基本計画	本市における道路配置の基本方針、整備計画である。平成3年3月に策定され現在に至っている。今後、平成28年度の見直し完了に向けて検討をしていく。	106
通級指導教室	LD、ADHD、自閉症、情緒障害のある児童を対象に、その障害の改善、克服を目的とした指導を行う教室のこと。平成23年度から朝霞第四小学校に設置した。	80

用 語	解 説	ページ
低層・中高層住宅地	用途地域※でいう、低層住居専用地域、及び中高層住居専用地域から住居地域のまでの土地利用※をイメージしたもの。	105
低炭素社会	地球温暖化対策に向け、人間の諸活動によって排出される主要な温室効果ガス※である二酸化炭素（CO2）の排出量が少ない産業や生活の仕組みを構築した社会のこと。	51、89、90、92
都市基盤	都市における社会的・経済的活動を支える施設の総称で、道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、河川等の都市の根幹をなす公共施設のこと。	2、10、25、28、32、41、44、46、48、52、115、160、163
都市公園	都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体又は国が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地（地区公園はその一種）。	168、185
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地を面的に整備する代表的な市街地開発事業。区域内の土地を交換・分合（換地という）し、土地所有者等から土地の一部を提供してもらい（減歩という）、それを道路や公園等の新たな公共用地として整備し、宅地を整形化して土地利用※増進を図り、良好な環境の市街地として整備する事業のこと。本市では、北朝霞地区、本町一丁目地区、越戸地区、広沢地区、向山地区で事業が完了し、根岸台五丁目地区で事業を推進している。	52、102、115、183
土地利用	土地は、現在及び将来における「まち」のために限られた資源であるとともに、生活や産業等を通じて行う諸活動の共通の基盤である。土地利用は、安全で快適な暮らしやすい「まち」をつくるために、地域の自然環境の保全や、住宅地、商業地、工業地等の利用目的に配慮して土地の使い方を定めること又は土地の使い方の状況をいう。	23、38、52、100、102、104、105、111、118、163、187、188
道路あんしん緊急アクションプログラム	児童・生徒や歩行者を守るため、市内100箇所の危険箇所を5年間で改修をしていくプログラム。平成25年度から平成29年度まで、毎年約20箇所を改修。ハード面の改善ではなく、ベンガラ塗装、交差点表示、路面標示などソフト事業での改善を図る。	106
特定健康診査	メタボリックシンドロームに着目し、「病気を予防する」ことを目的とし、医療保険に加入している40～74歳の全ての方を対象に、平成20年度から実施している健診。	73、163
特別緑地保全地区	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する地域地区。	110
な行		
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業を目指すため作成する「農業経営改善計画」を市町村に提出して認定を受けた農業者。	124
ノーマライゼーション	障害のある人や高齢者など社会的に不利益を受けやすい人々（弱者）が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。	49、63、70、80
は行		
バイパス	交通が混雑する市街地や主要道路を避けて、迂回して設けられる道路のこと。	23、104、105
バリアフリー化	社会生活上の障壁（バリア）を除去すること。元々は建築用語で建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味合いが強かったが、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という広い意味でも用いられる。	24、108、118
ハンプ	自動車の速度抑制のために道路面に設置する凸型の段差舗装のこと。	107
ひとり親家庭等医療費	児童扶養手当※を受けているひとり親家庭等、それ以外で一定条件を満たしている母子家庭、父子家庭の親・子どもに医療費を支給。	65
病院群輪番制	二次保健医療圏ごとに、複数の病院が当番制で休日・夜間診療を実施し、重症救急患者に対する診療を行う制度。	75

用 語	解 説	ページ
ファシリティマネジメント	市が保有する施設（土地、建築物、設備等）を、最適な状態で保有し、賃借し、使用し、維持するための総合的な経営管理活動。	140
ファミリーサポートセンター	育児中の世帯が、子育てと仕事を両立できる社会環境を築くために、子育ての手助けを受けたい方と、子育てのお手伝いをしていただける方、又はその両方をできる方に登録をしていただき、保育園の送迎や、一時的な預かりなどの相互援助活動を行う事業。	65
福祉的就労施設	障害などの理由により一般就労が困難な人のために提供されている就労の場で、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センターなどがある。	71
不登校	「病気」や「経済的理由」以外の何かしらかの理由で、登校しない（できない）ことにより長期欠席すること。	27、36、50、77、79、
不燃化	建築物を鉄筋コンクリート構造やレンガ造などにより、火災等において一定の時間以上耐えられる性能があるものに転換していくこと。	114、118、119
放課後児童クラブ	放課後等に保護者の就労等により家庭が常時留守となっている児童に対し、必要な保育を行い、児童の健全な育成を図るための施設。	64、65、67
防火、準防火地域	都市計画法に定める地域地区のひとつで、市街地における火災の危険を防ぐため、建築物を構造面から規制する地域のこと。主に商業地域等の高密度の土地利用*が行われる市街地やその周辺地において指定される。これらの地域に指定され、一定規模以上の建築物は、耐火建築物や準耐火建築物（鉄筋コンクリート造）等の性能が要求される。	114、118、119
ポケットパーク	小さな公園の意味で、都市生活の中でのうらおいや休憩のために整備された比較的小規模な公園のこと。	107
や行		
用途地域	住宅地、商業地、工業地など種類の異なる土地利用*が混在すると、お互いに生活環境や業務の利便に支障を来す。そのため、それぞれの土地利用*にふさわしい環境を保ち、また、効率的な活動を行うことができるよう、都市の中を区分し、それぞれの地域にふさわしい建物の用途、形態（建ぺい率、容積率など）を定める制度のこと。	119、164、183、187
要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。	65
ら行		
ライフステージ	乳幼児期、学齢期、少年期、青年期、壮年期、老年期などの生涯の各時期のこと。その他、結婚、子育て、子どもの自立といった要因による分類もある。	52、70、71、74、75、102、119
落橋防止対策	大地震の際にも橋梁が落橋しないよう橋桁を連結するなどの対策。	106
リサイクルプラザ	通称「エコネットあさか」の施設名であり、廃棄物の再生利用促進やごみ問題の意識啓発などを積極的に推進するための情報拠点施設のこと。 1階にはリサイクル品の展示・斡旋をするリサイクルショップ・リサイクルギャラリー、不用品情報交換コーナー、2階にはリサイクル情報図書コーナー、3階にはリサイクル活動室や、各種講座・教室などを行うリサイクル工房・リフォーム工房が設置されている。	91、161、179
緑被面積	市の面積に対し、樹林や草地等の緑地が占める割合を示す。対象地は、公共的施設である公園や学校、住宅地や工場、寺社などの林地、草地、農地、河川の水面など。	111
レクリエーション	余暇を使用して、運動、娯楽などを行い、心身の疲れをいやすこと。	50、68、77、84、85、105、110、163

注：資料編の図については、平成28年2月1日現在で作成したものです。

注：計画書中のデータについて、年月日の記載のないものは、当該年度の年度末時点における数値です。

第5次朝霞市総合計画

(平成 28 年 3 月発行)

発行 朝霞市

編集 市長公室政策企画課

〒351-8501

埼玉県朝霞市本町 1-1-1

電話 048-463-1111(代表)

URL <http://www.city.asaka.lg.jp>

第5次 朝霞市総合計画